

食安輸発0301第2号
平成24年3月1日

各検疫所長 殿

医薬食品局食品安全部監視安全課
輸入食品安全対策室長
(公印省略)

食品衛生法第26条第3項に基づく検査命令の実施について
(インド産養殖えび)

標記については、平成23年3月30日付け食安輸発0330第1号(最終改正:平成24年2月29日付け食安輸発0229第1号、以下「検査命令通知」という。)にて通知し、平成23年11月1日付け食安輸発1101第2号「食品衛生法第26条第3項に基づく検査命令の実施について(インド産養殖えび)」において、特定のインド側の輸出国公的検査機関が発行した成績書の受け入れを停止しているところです。

今般、モニタリング検査において、新たに別のインド側の輸出国公的検査機関の発行したフラゾリドンに係る証明書が添付されたインド産養殖えびから、フラゾリドンを検出したため、検査命令通知の別表1中のインド産養殖えび及びその加工品の項の条件の欄を削除し、輸入届出毎にフラゾリドンに係る検査命令を実施することとするので、御了知の上、関係営業者への周知方よろしく申し上げます。

なお、本通知をもって、平成23年11月18日付け食安輸発1118第1号「インド産養殖えびの取扱いについて」を廃止します。